



第143回

定時株主総会 招集ご通知



2024年6月26日（水曜日）

午前10時開始（受付開始：午前9時30分）



大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
当社本社

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

決議事項

第1号議案	監査等委員でない取締役6名選任の件
第2号議案	監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案	監査等委員でない取締役の報酬限度額 （基本報酬）改定の件

株主の皆様へ

本年も、株主総会後の懇話会を開催いたします。皆様のご来場をお待ちしております。
来場される方とされない方の平等を図るため、お土産の配付は行っておりません。

株式会社 西島製作所

証券コード 6363

目 次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
事業報告	15
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告書	36

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告（主要な事業内容、主要な事業所及び工場、企業集団の従業員の状況、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針）

②連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）

③計算書類（株主資本等変動計算書、個別注記表）

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

証券コード 6363
2024年6月5日

株 主 各 位

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

株式会社 西島製作所

代表取締役社長 原田 耕 太 郎

第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、事業報告等の内容である情報について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.torishima.co.jp/ir/irinfo/meeting/>

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6363/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「西島製作所」または「コード」に当社証券コード「6363」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますして、「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますよう願ひ申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp>）へアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日） 午前10時開始（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号 当社本社
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第143期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第143期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 監査等委員でない取締役の報酬限度額（基本報酬）改定の件
4. 議決権行使
のお取扱い 1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議
案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取
り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われ
た議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3. インターネットと書面（郵送）により、二重に議決権を行使された場合
は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせてい
ただきます。
4. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1
名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明
する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
5. 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日3日前までに議決権
の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当日、当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承くださいようようお願い申しあげます。
- ◎株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での感染症流行状況やご自身の体調をご確認くださいようお願い申しあげます。
- ◎定時株主総会終了後にお送りしてありました決議通知および役員一覧につきましては、招集通知の電子提供制度の導入に伴い、書面による送付を取り止め、当社ウェブサイトにて掲載することといたしました。

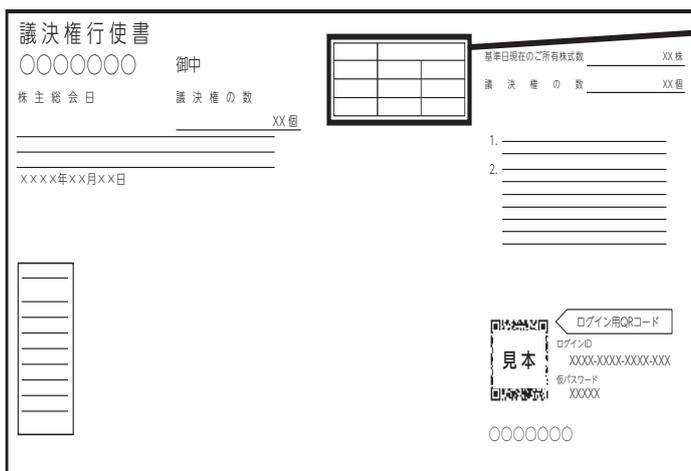


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>開催日時</p> <p>2024年6月26日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月24日（月曜日） 午後5時到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次頁のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月24日（月曜日） 午後5時入力完了分まで</p>
--	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数
XXXXXXXXXXXX
XXXX年XX月XX日

基幹日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に〇印
 - 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に〇印
 - 一部の候補者に反対する場合 >> **「賛」** の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第2、3号議案**
- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に〇印
 - 反対する場合 >> **「否」** の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

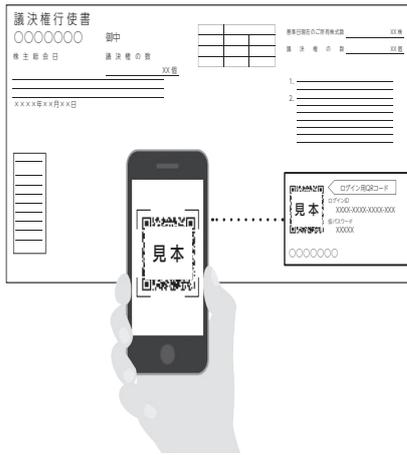
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

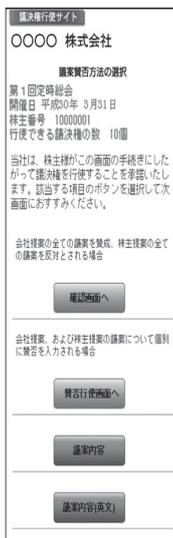
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

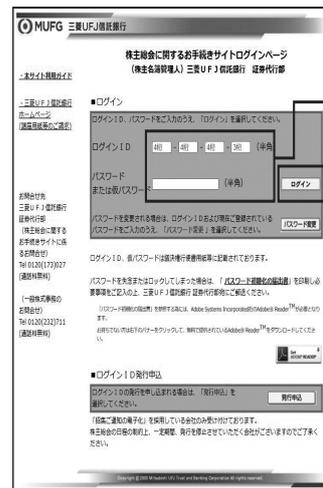


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

現任の監査等委員でない取締役である原田耕太郎、ジェラルド・アッシュ、アリストアー・フレット、羽牟幸一郎、福田豊、井植敏雅、上田理恵子の7氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

この度、引き続きグローバル経営を推進するため、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして監査等委員会の意見はありません。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 はら だ こうたろう
原 田 耕太郎

(1961年10月2日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
79,837株

〈略歴、地位、担当〉

1984年 4月	(株)大和銀行 (現 (株)りそな銀行) 入行	2001年 6月	当社常務取締役
1997年 7月	当社入社		当社営業本部長
1998年 8月	当社社長室長	2004年 6月	当社代表取締役専務
1999年 6月	当社取締役	2006年 6月	当社代表取締役社長 (現在に至る)
2000年 8月	当社社長室長兼営業本部副本部長		社長執行役員
		2023年 4月	当社代表取締役CEO(最高経営責任者) (現在に至る)

(候補者とした理由)

2006年6月の代表取締役社長就任以来、経営の中核において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 ジェラルド・アッシュ

(1966年2月19日生)

再任

〈所有する当社株式の数〉
0株

〈略歴、地位、担当〉

1988年8月 Weir Pumps Ltd入社
2003年1月 当社入社
2007年4月 当社TGTヨーロッパ・リジョナルディレクター
2010年4月 当社常務執行役員海外営業本部長
2019年4月 当社副社長執行役員
2023年4月 当社副CEO（副最高経営責任者）
2023年6月 当社取締役副CEO（副最高経営責任者）
(現在に至る)

〈候補者とした理由〉

主に海外部門に関する業務に従事し、グローバルビジネスの強化を推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、取締役として経営全般についてCEOを補佐することが当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3 アリスター・フレット

(1970年7月25日生)

再任

〈所有する当社株式の数〉
0株

〈略歴、地位、担当〉

1991年8月 Weir Pumps Ltd入社
2004年5月 当社入社
2009年4月 当社海外営業本部副本部長
2011年4月 Torishima Service Solutions FZCO社長
2015年4月 当社執行役員兼Torishima Service Solutions FZCO社長兼中東支店中東営業部長
2018年4月 当社常務執行役員 海外本部副本部長
2019年4月 当社専務執行役員 海外本部長
2023年4月 当社共同COO（共同最高執行責任者）
海外本部長及び生産本部・情報システム室管掌
2023年6月 当社取締役共同COO（共同最高執行責任者）
海外本部長及び生産本部・情報システム室管掌
2024年4月 当社取締役共同COO（共同最高執行責任者）
海外本部・生産本部・情報システム室管掌（現在に至る）

〈候補者とした理由〉

主に海外部門に関する営業に従事し、グローバルビジネスの強化を推進してまいりました。2023年4月からは共同COOとして海外取引や生産体制の強化を通じて当社のグローバルビジネスを推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4 は む こういちろう
羽 牟 幸一郎

(1967年12月7日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
33,382株

〈略歴、地位、担当〉

1991年 4月	当社入社	2017年 6月	当社取締役
2009年 4月	当社TGT技術部長	2019年 4月	当社専務執行役員経営企画室長兼技術本部長兼研究開発部長
2011年 3月	当社アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長	2019年 6月	当社代表取締役
2012年 4月	当社執行役員アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長	2020年 4月	当社専務執行役員経営企画室長兼サポート本部長
2013年 4月	当社執行役員技術本部長	2023年 4月	当社取締役共同COO（共同最高執行責任者）技術本部長及び社会システム本部・産業本部・品質マネジメント部管掌
2015年 4月	当社常務執行役員技術本部長	2024年 4月	当社取締役共同COO（共同最高執行責任者）技術本部長及び社会システム本部・産業本部・品質マネジメント部・事業開発統括本部管掌（現在に至る）
2016年 4月	当社常務執行役員技術本部長兼研究開発部長		

（候補者とした理由）

主にエンジニアリングに関する業務に従事するとともに、研究開発部門や海外営業部門、管理部門の責任者を務めるなど、新製品の企画開発、海外販売力強化、会社基盤の整備に関する業務に従事してきました。2023年4月からは共同COOとして主に国内取引市場の開拓と品質向上を通じて当社ビジネスを推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5 い う え と し ま さ
井 植 敏 雅

(1962年12月3日生)

再 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉
3,810株

〈略歴、地位、担当〉

1989年 4月	三洋電機(株)入社	2017年 7月	同社顧問
1996年 6月	同社取締役	2018年 6月	(株)エンプラス監査等委員である社外取締役(現在に至る)
2002年 6月	同社代表取締役副社長	2019年 8月	宝印刷(株)(現 株式会社TAKARA & COMPANY)社外取締役(現在に至る)
2005年 6月	同社代表取締役社長	2020年 6月	当社監査等委員である社外取締役 亀田製菓(株)社外取締役 (現在に至る)
2007年 6月	同社特別顧問	2022年 6月	当社監査等委員でない社外取締役 (現在に至る)
2010年 2月	(株)LIXILグループ副社長執行役員		
2011年 4月	(株)LIXIL取締役副社長執行役員		
2016年 6月	(株)LIXILグループ取締役		

〈重要な兼職の状況〉

(株)エンプラス 監査等委員である社外取締役
(株)TAKARA & COMPANY 社外取締役
亀田製菓(株) 社外取締役

〈候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

代表取締役社長をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見と人脈を有しており、社外取締役としてグローバルな視点から当社グループの経営に対して有益な意見やご指摘をいただけることを期待し、引き続き監査等委員でない社外取締役候補者といたしました。

同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

〈独立性に係る事項〉

井植敏雅氏の兼職先である(株)TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷(株)及び(株)サイマル・インターナショナルを通じて当社の取引先ではありますが、取引の規模、性質に照らして同社への経済的依存が生じるものではありません。

また、(株)エンプラス及び亀田製菓(株)と当社との間に取引はありません。

候補者番号

再任

6 うえだりえこ
上田理恵子

(1961年12月18日生)

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉
1,403株

〈略歴、地位、担当〉

- 1984年 4月 ダイキン工業(株)入社
2001年 8月 (株)マザーネット代表取締役社長
(現在に至る)
2016年 4月 追手門学院大学客員教授 (現在に至る)
2022年 6月 (株)奥村組社外取締役 (現在に至る)
当社監査等委員でない社外取締役
(現在に至る)

〈重要な兼職の状況〉

- (株)マザーネット 代表取締役社長
追手門学院大学 客員教授
(株)奥村組社外取締役

〈候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

経営者として「ワーク・ライフ・バランス推進」や「女性の活躍推進」に取り組みされており、社外取締役として当社グループの経営に対して有益な意見やご指摘をいただけることを期待し、引き続き監査等委員でない社外取締役候補者いたしました。

同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

〈独立性に係る事項〉

上田理恵子氏の兼職先であります追手門学院大学及び(株)奥村組と当社との間に取引はありません。(株)マザーネットは当社の取引先ですが、取引の規模、性質に照らして同社への経済的依存が生じるものではありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 井植敏雅氏及び上田理恵子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。井植敏雅氏と上田理恵子氏の選任が承認された場合、当社が両氏との間で締結した責任限定契約は引き続き効力を有します。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員でない取締役候補者の選任が承認された場合は、候補者全員を被保険者として同内容での新規保険契約締結を予定しております。
5. 当社は、井植敏雅氏と上田理恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。井植敏雅氏の再任及び上田理恵子氏の再任が承認された場合、同届出を継続予定です。
6. 井植敏雅氏は社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって通算で4年となります。
7. 上田理恵子氏は社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって通算で2年となります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任の監査等委員である取締役 秋山洋氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

この度、引き続き監査等委員会の監督機能維持のため、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

あき やま
秋 山

ひろし
洋

(1969年8月6日生)

再 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉
8,386株

〈略歴、地位、担当〉

1994年 4月	弁護士登録 大阪弁護士会所属 御堂筋法律事務所（現 弁護士法人御堂筋 法律事務所）入所	2016年 6月	当社監査等委員である社外取締役 （現在に至る）
2002年12月	同弁護士法人に改組 社員弁護士	2020年 4月	弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士（現在に至る）
		2021年 3月	サンスター(株)社外監査役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士
サンスター（株） 社外監査役

〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

弁護士として企業法務、ガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場で、取締役会において的確な提言・助言をいただいております。このようなことから、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

〈独立性に係る事項〉

秋山洋氏の兼職先であります弁護士法人御堂筋法律事務所及びサンスター株式会社と当社との間に取引はありません。

- (注) 1. 秋山洋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 秋山洋氏は、社外取締役候補者であります。
3. 秋山洋氏は、現在、監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって通算で8年となります。
4. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。秋山洋氏の再任が承認された場合、当社が同氏との間で締結した責任限定契約は引き続き効力を有します。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、

事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合は、候補者を被保険者として同内容での新規保険契約締結を予定しております。

6. 当社は、秋山洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。秋山洋氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定です。

(ご参考) スキルマトリックス

当社は、グローバルな環境変化に対応して中長期的な企業価値向上を実現し、ステークホルダーの期待に応え、持続的社会に欠かせないグローバル企業になることを目指しております。

第1号・第2号議案が承認された場合の各取締役の専門性と指名・報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

取締役会を構成する取締役の知識・経験のスキルマトリックス表と指名・報酬委員会構成メンバー

	氏名	企業経営	グローバル ビジネス	生産技術 研究開発	営業 マーケティング	人事・労務 人材開発	財務会計	法務 ガバナンス	指名・報酬 委員会
監査等委員でない取締役	原 田 耕太郎	○	○	○	○		○		○
	ジェラルド・ ア ッ シ ュ	○	○	○	○			○	
	アリスター・ フ レ ッ ト	○	○	○	○				
	羽 牟 幸一郎	○	○	○		○			
	井 植 敏 雅 (社 外)	○	○		○	○			○
	上 田 理恵子 (社 外)	○			○	○			○
監査等委員である取締役	角 治 壽					○		○	
	秋 山 洋 (社 外)		○			○		○	○
	山 本 操 司 (社 外)						○	○	○
	安 陪 裕 二 (社 外)				○		○	○	

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有するすべての知見を表すものではありません。

以上

第3号議案 監査等委員でない取締役の報酬限度額（基本報酬）改定の件

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第142回定時株主総会において、基本報酬につきましては、「年額350,000千円以内」、また、譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬につきましては、「年額50,000千円以内」（いずれも使用人兼務の場合の使用人分給与は含まない。）としてご承認をいただきました。

当社は、グローバル経営をさらに推進していく所存ですが、そのための海外事業に精通したグローバル人財の今後の増員に備え、また、昨今の円安傾向の状況を踏まえ、第1号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」の承認可決を条件として、監査等委員でない取締役の報酬限度額（基本報酬）の増額をお諮りするものであります。

監査等委員でない取締役の報酬額は、上記の理由から、基本報酬限度額を「年額500,000千円以内」（使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まない。）、とさせていただきます。譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬につきましては、報酬限度額の変更はありません。

本議案については、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告に記載のとおりであります。

なお、現在の対象取締役は7名ですが、第1号議案が原案どおりに承認可決されますと対象取締役は6名（内、社外取締役は2名）となります。

報酬の内容については以下のとおりであり、2023年6月28日開催の第142回定時株主総会においてご承認いただいた内容から変更はありません。

（1）株式の数の上限

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年45,000株以内とする。但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとする。

（2）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(3) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。但し、対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、ロシア・ウクライナ戦争が長期化する中、イスラエル・ハマス間の戦争勃発など地政学的リスクが高まりました。このような国際情勢のもと、世界経済は欧州や中国の景気には弱さがみられる一方、米国においては金利の引き上げにも関わらず消費に底堅さがみられるなど、景況にばらつきがみられ、先行きは不透明な状況が続いています。

わが国においては、新型コロナウイルス感染症の分類が5類感染症に移行し景気の制約要因が解消するとともに、インバウンド需要の回復や円安を追い風とする輸出増加がありました。海外要因による物価上昇が個人消費への逆風となりましたが、景気は穏やかな回復局面にあるといえます。但し、今後の金利や為替の動向などが景況に影響を及ぼすことも考えられます。

当ポンプ業界においては、世界的な人口増加に対応するための水資源を中心としたインフラ整備や老朽化した設備の更新、異常気象に対応した防災減災対策など、今後もポンプに対する需要の基調は、底堅く推移すると見込まれますが、景況の影響を受け受注環境が悪化する可能性はあります。

このような状況下、当社グループはエッセンシャルなインフラ企業として社会的要請に応えるべく、カーボンニュートラル社会に役立つ水素・アンモニアを扱うポンプ技術の研究開発・産学連携の共同開発を推進しています。すでに火力発電所ではアンモニア混焼実証試験用のポンプ運転が始まりました。そして2024年3月には超電導モータを搭載した大流量液化水素ポンプの運転試験に世界で初めて成功しています。

このように社会が必要とする新しいポンプの開発に努めるとともに、ポンプ製造のための設備や仕組みの改善を図り、生産性・生産能力の向上にも努めています。今年度は鑄造工場的大幅刷新を行い、その生産能力は1.5倍、電気使用量は従来比40%の削減を見込んでいます。さらにグローバル事業体制の拡充・強化のため、拠点の拡大等も引き続き実施しました。

当連結会計年度の当社グループの受注高は、87,955百万円（前連結会計年度89,028百万円比98.8%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は24,683百万円（前連結会計年度24,061百万円比102.6%）、民需は11,164百万円（前連結会計年度11,770百万円比94.9%）、外需は52,107百万円（前連結会計年度53,197百万円比98.0%）となりました。

当連結会計年度の売上高は81,103百万円（前連結会計年度64,659百万円比125.4%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては95,138百万円（前連結会計年度88,286百万円比107.8%）を来期以降に繰り越すことになりました。

(当連結会計年度) 2023年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

需 要 先 / 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	24,683 (28.1)	19,150 (23.6)	26,513 (27.9)
民 需	11,164 (12.7)	11,915 (14.7)	9,749 (10.2)
外 需	52,107 (59.2)	50,037 (61.7)	58,875 (61.9)
計	87,955 (100.0)	81,103 (100.0)	95,138 (100.0)

(前連結会計年度) 2022年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

需 要 先 / 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	24,061 (27.0)	18,353 (28.4)	20,980 (23.8)
民 需	11,770 (13.2)	9,468 (14.6)	10,499 (11.9)
外 需	53,197 (59.8)	36,838 (57.0)	56,805 (64.3)
計	89,028 (100.0)	64,659 (100.0)	88,286 (100.0)

当連結会計年度の営業利益は、海外向け売上等が増加したことにより、6,822百万円（前連結会計年度比894百万円増加）となりました。

経常利益は、営業外費用として為替差損1,638百万円が発生したことなどにより6,297百万円（前連結会計年度比604百万円増加）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、保有投資有価証券の売却を進めたことにより6,225百万円（前連結会計年度比1,821百万円増加）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、鑄造設備の更新を行うなど、既存設備の更新、機械の増強等に総額3,308百万円を実施し、自己資金及び借入金等で賄っております。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	2020年度 (第140期)	2021年度 (第141期)	2022年度 (第142期)	2023年度 (第143期) (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	49,055	67,887	89,028	87,955
売 上 高 (百万円)	50,787	52,240 (注)2	64,659	81,103
経 常 利 益 (百万円)	4,612	5,163 (注)2	5,693	6,297
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,353	3,626 (注)2	4,404	6,225
1株当たり 当期純利益 (円)	126.47 (注)1	137.87 (注)1(注)2	166.50 (注)1	234.82 (注)1
総 資 産 (百万円)	79,185	80,015 (注)2	90,075	101,560
純 資 産 (百万円)	37,609	41,272 (注)2	45,523	52,632
1株当たり 純 資 産 額 (円)	1,422.14 (注)1	1,549.91 (注)1(注)2	1,705.21 (注)1	1,966.57 (注)1

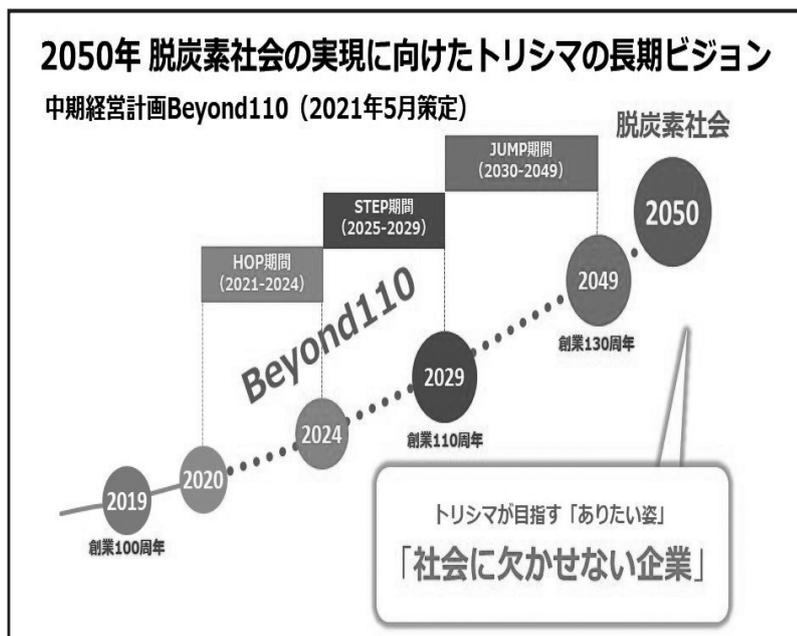
(注) 1. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数」は、「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する株式を控除しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第141期の期首から適用しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは1919年の創業以来、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、人の暮らしと産業の発展に欠かせないポンプの提供を通して、広く社会に貢献しながら成長を遂げてきました。

2021年5月には、2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、当社グループがめざす「社会に欠かせない企業」になるための「2050長期ビジョンと2024中期経営計画-Beyond110-」を発表。HOP、STEP、JUMPと3期間に分けて様々な取組みを実践し、社会貢献と事業の成長の両立を追求していきます。



1. トリシマの存在意義 (パーパス)

世界は今、コロナ禍がもたらしたパラダイムシフトを経て、これまでにないスピードでの変革が求められています。コロナ以前から課題となっていたCO2の増加による地球温暖化や異常気象の頻発、水・食料不足、エネルギーの転換などをはじめ、コロナ禍で加速したデジタル化やサステナビリティの推進など、企業を取り巻く環境は刻々と変わっています。

これらの課題に対して当社グループは何ができるのか、何のために存在しているのかを改めて「トリシマのパーパス」として再定義しました。

トリシマのパーパス

「ポンプの力で、暮らしと命と未来をつなぎ、サステナブルな社会を実現する」

2. 価値創造の重点課題

具体的な取組みとして、「5つの重点課題 (マテリアリティ)」を設定しました。

① 脱炭素社会実現に向けたエネルギー課題への取組み

ポンプは社会に欠かせない機器であるだけに、稼働台数が多く稼働時間も長く、莫大なエネル

ギーを消費するのも事実です。当社グループはこれを機会と捉え、ポンプの高効率化を徹底的に追求することで、消費電力及びCO2排出量を削減していきます。

また、従来の化石燃料からクリーンエネルギーへの転換が叫ばれていますが、新しい燃料となり得るアンモニアや水素などを大量に運搬するためには、大型の遠心ポンプが欠かせません。当社グループは長年の経験で培った技術を活かし、液化アンモニアや液化水素を扱うポンプの開発にも積極的に取り組んでおり、2024年3月に超電導モータを搭載した大流量液化水素ポンプの運転試験に世界で初めて成功するなど、商用化に向けて順調に進んでおります。

② 安全・安心な社会の構築

大型・高圧ポンプの提供を通して、人の暮らしに欠かせない「水と電気」のインフラを安定的に支えています。また慢性的な水不足や食糧危機に苦しむ国や地域へは、海水淡水化プラント向けポンプやかんがい向けポンプを提供することで、水と食料の安定供給に貢献しています。

一方、近年頻発するゲリラ豪雨に対しては、独自技術を施した気候変動対策向けポンプで減災、防災に貢献し、人々の安全・安心を守ります。

③ データ・AIの活用による新しいモノづくりとサービスの構築

日本をはじめとする先進国は少子高齢化に突入し、人手不足や技術継承などの問題が深刻になっています。当社グループはこの課題を解決すべく、小型センサー一つで機械の状態を遠隔監視できる回転機械モニタリングシステム「TR-COM」を販売しています。今年度はさらに、かねてより要望の声が高かった、化学プラントなどの危険場所（ゾーン2）でも使用可能な「防爆型」を新発売し、より多くの作業現場でデータに基づく保守管理を実現していただけるようになりました。

また、これらの取り組みを確実に進めていくための基盤となるのは、「④社員活力の最大化」と「⑤ガバナンスの向上」です。当社グループでは、「人財が一番の財産」という認識のもと、多様な人財一人ひとりが最大限の力を発揮できる環境づくりを進めると同時に、コーポレート・ガバナンスの強化、改善を徹底し、継続的に企業価値を高めていきます。

現時点での2025年3月期の業績見通しは、以下のとおりであります。

〔連結業績〕

売上高	86,000百万円
営業利益	7,300百万円
経常利益	6,300百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	5,300百万円

(為替レートは1ドル=150円、1ユーロ165円を前提としております。)

※業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社九州トリシマ	百万円 100	% 100.0	小型ポンプの製造、販売
西島ポンプ香港有限公司	千ホンコンドル 29,675	% 100.0 (100.0)	ポンプ諸機械・プラントの販売及び設計施工
西島ポンプ（天津）有限公司	千元 41,125	% 86.7	ポンプ諸機械の製造、販売
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.	千シンガポールドル 200	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	千ルピー 65,116	% 100.0 (1.0)	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	千UAEディルハム 4,000	% 100.0 (2.5)	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	千ポンド 10	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(5) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	5,420百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,496百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,387百万円
株式会社三井住友銀行	1,100百万円
日本生命保険相互会社	500百万円
第一生命保険株式会社	500百万円

(注) 上記のほか、主要な借入先として、金融機関7行を借入先とするシンジケートローン（返済期限2025年1月、借入金1,500百万円）及び金融機関2行を借入先とするシンジケートローン（返済期限2026年3月、借入金427百万円）があります。なお、この2件のシンジケートローンの主幹事銀行は、いずれも三井住友銀行であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 60,000,000株
- ②発行済株式の総数 29,045,679株 (うち自己株式2,291,707株)
- ③株主数 9,772名
- ④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人原田記念財団	2,810千株	10.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,631千株	9.8%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,994千株	7.4%
株式会社りそな銀行	1,286千株	4.8%
株式会社三井住友銀行	1,266千株	4.7%
株式会社タクマ	943千株	3.5%
西島製作所従業員持株会	749千株	2.8%
第一生命保険株式会社	657千株	2.4%
株式会社栗本鐵工所	652千株	2.4%
株式会社日阪製作所	619千株	2.3%

- (注) 1. 当社所有の自己株式(株式給付信託口分を除く)については、上記上位10名の株主から除外しております。なお、自己株式(2,291,707株)には、株式給付信託口(ESOP)が保有する当社株式(195,800株)は含んでおりません。
2. 持株比率は、当社所有の自己株式(2,291,707株)を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役（社外取締役除く）	13,228株	3名
監査等委員でない取締役（社外取締役）	1,240株	2名
監査等委員である取締役	2,962株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告26頁「(3)④取締役及び監査等委員の報酬等」口.取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額」に記載しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO (最高経営責任者)	原 田 耕 太 郎	
取締役副CEO (副最高経営責任者)	ジェラルド・アッシュ	
取締役共同COO (共同最高執行責任者)	アリストアー・フレット	海外本部長及び生産本部・情報システム室管掌
取締役共同COO (共同最高執行責任者)	羽 牟 幸 一 郎	技術本部長及び社会システム本部・産業本部・品質マネジメント部管掌
取 締 役	福 田 豊	
取 締 役	井 植 敏 雅	株式会社エンプラス 社外取締役（監査等委員） 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 亀田製菓株式会社 社外取締役
取 締 役	上 田 理 恵 子	株式会社マザーネット 代表取締役社長 株式会社奥村組 社外取締役 追手門学院大学客員教授
取 締 役 (監査等委員・常勤)	角 治 壽	
取 締 役 (監査等委員・常勤)	安 陪 裕 二	
取 締 役 (監査等委員)	秋 山 洋	弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士 サンスター株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	山 本 操 司	公認会計士

- (注) 1. 取締役 井植 敏雅氏、取締役 上田理恵子氏、取締役（監査等委員）安陪 裕二氏、取締役（監査等委員）秋山 洋氏及び取締役（監査等委員）山本 操司氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 井植 敏雅氏、取締役 上田理恵子氏、取締役（監査等委員）秋山 洋氏及び取締役（監査等委員）山本 操司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）山本 操司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び一定の条件を満たす従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等に関する損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、故意・重過失の場合には填補の対象としないこととしております。

④取締役及び監査等委員の報酬等

イ. 取締役の報酬に関する方針等

当社は、外国籍の取締役を追加することから取締役の個人別の報酬の内容について一部見直す必要性が生じました。そのため2023年5月11日開催の取締役会において、指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（2021年2月10日制定、2022年4月1日改正）の改正につき決議を行いました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役会で決定された取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることとし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針について（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月次の固定額の金銭報酬等とし、役員報酬の統計情報、従業員給与の水準等を考慮したうえで、前年度の営業利益、経常利益等の業績を勘案し、その対象者の役位、職務内容、業務遂行の結果に基づき、総合的に決定するものとする。

3. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容及び額又は数の決定に関する方針について（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、毎年、7月に付与する。譲渡制限付株式交付対象者は、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役とするが、海外居住の取締役及びその可能性のある場合は対象外とする。当社が付与する当該株式の数は、月次の基本報酬を基礎として役職別に規定された係数を乗じて算出した金額を基に決定する。

4. 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

非金銭報酬等支給対象者の金銭報酬と非金銭報酬等の割合については、金銭報酬8～9割、非金銭報酬等1～2割を一つの目安とし、役位が高い者ほど非金銭報酬等の割合が高くなるよう設定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬額については、取締役会が事前に独立社外取締役を過半数の構成委員とする「指名・報酬委員会」へ諮問し、当該委員会の答申結果を踏まえ、最終的に決議する。

□. 取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
監査等委員でない 取締役	323百万円	299百万円	24百万円	7名
監査等委員である 取締役	52百万円	47百万円	4百万円	4名
合計	375百万円	346百万円	29百万円	11名

- (注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役に支払った報酬等のうち非金銭報酬とは、2018年6月28日開催第137回定時株主総会にて導入することが決議された譲渡制限付株式報酬をいい、以下を内容とします。
- 1) 譲渡制限期間として割当日より3年間から30年間を設定、当該期間中における譲渡、担保設定他の処分は禁止されるものとし、当該譲渡制限期間の満了をもって、譲渡、担保権設定他の処分が可能となる特約を設けております。
 - 2) 譲渡制限期間満了前に当該役員が退任した場合は、その退任につき正当な理由がある場合を除き、当社による無償取得を行います。
 - 3) 払い込みの方式として、当社は金銭報酬債権を支給、対象取締役は支給される金銭報酬債権の全部を現物出資として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、
3. 監査等委員でない取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬24百万円（うち社外取締役分2百万円）を含んでおります。
4. 監査等委員である取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬4百万円（うち社外取締役分3百万円）を含んでおります。
5. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、2023年6月28日開催の第142回定時株主総会において監査等委員でない取締役年額350百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は7名となります。2015年6月26日開催の第134回定時株主総会において監査等委員である取締役年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名でした。
- また、別枠で、譲渡制限付株式報酬限度額（年額）としては、2023年6月28日開催の第142回定時株主総会において監査等委員でない取締役年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は7名でした。2018年6月28日開催の第137回定時株主総会において監査等委員である取締役年額6百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名でした。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員に支払った報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社外役員	5名	58百万円	—

②他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 井植 敏雅氏、社外取締役 上田 理恵子氏、社外取締役（監査等委員）秋山 洋氏、社外取締役（監査等委員）山本 操司氏の兼職状況は、前記「(3) ①取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、井植 敏雅氏の兼職先であります株式会社TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷株式会社及び株式会社サイマル・インターナショナルを通じて当社の取引先であります。取引の

規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

また、井植 敏雅氏の兼職先であります株式会社エンプラス及び亀田製菓株式会社と当社とは特別の関係はありません。

上田 理恵子氏の兼職先であります株式会社奥村組と当社とは特別の関係はありません。株式会社マザーネットは当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先であります弁護士法人御堂筋法律事務所及びサンスター株式会社と当社とは特別の関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

氏 名	社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
監査等委員でない取締役 井植 敏雅	<p>グローバルに事業展開を行っている製造業の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当該視点からの助言等による適切な業務執行監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、経営全般について発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	11回中 11回	—
監査等委員でない取締役 上田 理恵子	<p>女性活躍を推進する事業会社の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当該視点からの助言等による適切な業務執行監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、経営全般について発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	11回中 11回	—

氏 名	社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
監査等委員である取締役 安陪 裕二	<p>銀行員として長年業務の中で培われた金融に関する専門的な知識及び豊富な経験のほか、コンプライアンス責任者としての実務経験や社外監査役等の役職から得た見識を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しております。当該視点から、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的立場で、合理的判断等について主にガバナンス向上の見地から発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>特に、異なる業界での業務経験やガバナンスに関する豊富な知識に基づく助言は、当社グループが中長期的な企業価値を向上する上で新たな視点を提供するものであり、監督のみならず助言機能をも果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、常勤として経営会議等へのオブザーバー参加を通して得た情報に基づき、経営陣に対する監督の実効性を高めるための提言を行うなど、有意義な発言をいただいております。</p>	9回中 9回	11回中 11回
監査等委員である取締役 秋山 洋	<p>弁護士としての企業法務・ガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しております。当該視点から、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、合理的判断等について主に法律の見地から発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、その法律に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、法令改正等の適切なフォローアップ等の観点から発言いただいております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員長を務め、その運営を適切に行うとともに、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしております。</p>	11回中 11回	14回中 14回

氏 名	社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
監査等委員である取締役 山本 操司	<p>公認会計士としての税務・財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から経営陣から独立した客観的な立場で発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、その会計に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、財務諸表の適正性等の会計的観点を中心に発言いただいております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	11回中 11回	14回中 14回

(注)監査等委員である取締役安陪裕二氏の取締役会、監査等委員会の出席状況は、2023年6月28日就任以降に開催された回数を記載しています。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等の決定方針

当社の配当方針は株主の皆様への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益を配分すると共に、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、純資産配当率(DOE)3%及び配当性向35%を目安に、累進配当を目指してまいります。

内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、①脱炭素社会の実現や安心・安全な社会の構築を目指したポンプ及び関連機器の新技術・新製品開発、②ポンプ等のスマートメンテナンスの推進、③DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進及びデータ・AI活用による生産性の向上や生産能力拡大のための設備投資、④グローバル事業を支える人財の育成等のため有効に投資してまいりたいと考えております。

(2) 当期の剰余金処分

当期の剰余金処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり期末普通配当30円とし、既に実施済みの中間配当金28円を合わせ年間1株当たり58円とさせていただきます。期末配当金の総額は802百万円であります。

(3) 連結配当規制適用会社

当社は、連結配当規制適用会社であります。

(注) 本事業報告に記載している数字は、金額、持株及び持株比率については表示単位未満を切り捨てて表示し、その他については四捨五入して表示しております。

連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	68,357	流動負債	34,634
現金及び預金	13,402	支払手形及び買掛金	11,845
受取手形	1,828	短期借入金	5,613
売掛金及び契約資産	33,592	未払法人税等	1,324
商品及び製品	403	契約負債	6,542
仕掛品	12,564	賞与引当金	1,119
原材料及び貯蔵品	2,943	製品保証引当金	1,215
前渡金	1,866	工事損失引当金	900
その他	2,746	その他	6,073
貸倒引当金	△990	固定負債	14,294
固定資産	33,202	長期借入金	9,211
有形固定資産	17,993	繰延税金負債	2,476
建物及び構築物	9,091	役員退職慰労引当金	7
機械装置及び運搬具	2,667	退職給付に係る負債	400
工具、器具及び備品	446	その他	2,197
土地	2,786	負債合計	48,928
リース資産	2,462	純資産の部	
建設仮勘定	540	株主資本	44,644
無形固定資産	672	資本金	1,592
ソフトウェア	282	資本剰余金	6,369
その他	390	利益剰余金	38,546
投資その他の資産	14,536	自己株式	△1,863
投資有価証券	11,526	その他の包括利益累計額	7,584
長期貸付金	25	その他有価証券評価差額金	4,344
退職給付に係る資産	2,652	繰延ヘッジ損益	△999
繰延税金資産	111	為替換算調整勘定	2,955
その他	1,220	退職給付に係る調整累計額	1,283
貸倒引当金	△1,000	新株予約権	77
資産合計	101,560	非支配株主持分	326
		純資産合計	52,632
		負債純資産合計	101,560

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	81,103
売上原価	57,959
売上総利益	23,143
販売費及び一般管理費	16,321
営業利益	6,822
営業外収益	
受取利息	89
受取配当金	479
持分法による投資利益	201
受取賃貸料	115
その他	491
営業外費用	
支払利息	135
為替差損	1,638
その他	128
経常利益	6,297
特別利益	
投資有価証券売却益	2,072
段階取得に係る差益	238
特別損失	
固定資産処分損	125
税金等調整前当期純利益	8,482
法人税、住民税及び事業税	1,985
法人税等調整額	177
当期純利益	6,320
非支配株主に帰属する当期純利益	94
親会社株主に帰属する当期純利益	6,225

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計 算 書 類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	49,491	流動負債	29,881
現金及び預金	6,566	支払手形	241
受取手形	1,540	買掛金	10,886
売掛金及び契約資産	28,194	短期借入金	4,860
商品及び製品	180	リース債務	84
仕掛品	9,650	未払金	1,574
原材料及び貯蔵品	1,519	未払法人税等	1,074
前渡金	1,174	未払費用	882
前払費用	345	契約負債	5,404
短期貸付金	289	預り金	65
その他	867	賞与引当金	1,072
貸倒引当金	△838	製品保証引当金	1,192
固定資産	27,871	工事損失引当金	900
有形固定資産	12,820	その他	1,642
建物	7,548	固定負債	11,412
構築物	309	長期借入金	9,130
機械及び装置	1,839	リース債務	158
車両運搬具	9	繰延税金負債	1,328
工具、器具及び備品	255	その他	795
土地	2,156	負債合計	41,293
リース資産	221	純資産の部	
建設仮勘定	480	株主資本	32,650
無形固定資産	343	資本金	1,592
ソフトウェア	270	資本剰余金	7,348
その他	73	資本準備金	4,610
投資その他の資産	14,707	その他資本剰余金	2,738
投資有価証券	9,416	利益剰余金	25,572
関係会社株式・出資金	3,550	利益準備金	398
長期貸付金	1,279	その他利益剰余金	25,174
前払年金費用	825	固定資産圧縮積立金	395
その他	1,149	配当平均積立金	1,400
貸倒引当金	△1,513	別途積立金	11,470
資産合計	77,363	繰越利益剰余金	11,908
		自己株式	△1,863
		評価・換算差額等	3,342
		その他有価証券評価差額金	4,341
		繰延ヘッジ損益	△999
		新株予約権	77
		純資産合計	36,069
		負債純資産合計	77,363

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		62,880
売上原価		48,656
売上総利益		14,223
販売費及び一般管理費		9,930
営業利益		4,293
営業外収益		
受取利息	51	
受取配当金	830	
受取賃貸料	129	
その他	364	1,376
営業外費用		
支払利息	93	
シンジケートローン手数料	2	
為替差損	1,819	
その他	264	2,179
経常利益		3,490
特別利益		
投資有価証券売却益	2,072	2,072
特別損失		
固定資産処分損	125	125
税引前当期純利益		5,437
法人税、住民税及び事業税	1,629	
法人税等調整額	72	1,701
当期純利益		3,735

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 西島製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 穰

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西島製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 西島製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 川 賢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 穰

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西島製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第143期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損うものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社 西島製作所 監査等委員会

監査等委員(常勤) 角 治 壽 ㊟

監査等委員(常勤) 安 陪 裕 二 ㊟

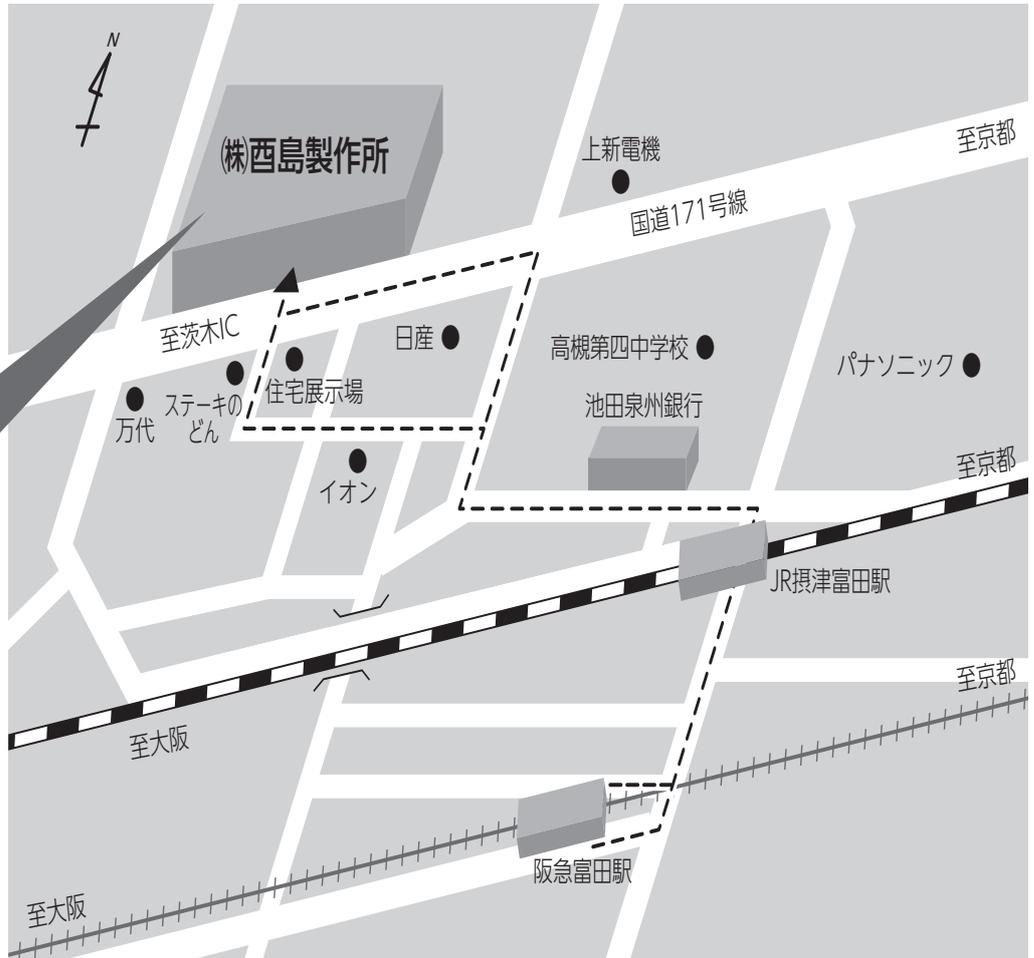
監 査 等 委 員 秋 山 洋 ㊟

監 査 等 委 員 山 本 操 司 ㊟

(注) 監査等委員 安陪 裕二、監査等委員 秋山 洋、監査等委員 山本 操司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

第143回 定時株主総会 会場ご案内略図



交通のご案内	 電車で 来られる方	JR摂津富田駅より徒歩6分山手 阪急富田駅より徒歩10分山手
	 車で 来られる方	名神高速道路茨木ICより約3km